

職 員 規 程

平成 2 2 年 5 月 1 6 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、職員の任免、進退、分限、賞罰その他本組合の職員について適用すべき人事の基準（職員の利益を保護するための適切な措置を含む）及びサービスの基準について定めることを目的とする。

(人 事)

第 2 条 職員の人事は、理事長がこれを行う。

第 3 条 職員の人事に関し、特に本規程の定めのない事項については、その都度理事長の決するところによる。

(出向職員のサービス・職務他)

第 4 条 出向職員のサービス・職務他に関しては、その所属する会社と本組合の出向協定書の定めに従う。

2 特に本規程及び出向協定書に定めのない事項については出身企業の職務規程を準用する事が出来る。